

○企画委員会規程

昭和30年3月30日

達第219号

改正 昭和36年10月31日達第373号

昭和37年2月23日達第384号

昭和41年4月1日達第493号

昭和45年4月1日達第556号

昭和51年5月31日達第661号

昭和62年5月27日達第801号

企画委員会規程

(設置)

第1条 日本育英会職制第23条の規定に基づき、本部に企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の職務)

第2条 委員会は、業務に関する重要事項について企画ならびに審議を行なう。

(委員会の組織および委員の任命)

第3条 委員会は、委員長1人、委員若干人をもつて組織する。

2 委員長は、理事長をもつてこれにあてる。

3 委員は、理事および職員の中から会長が命ずる。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を掌理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員会の招集)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見をきくことができる。

(議題)

第7条 委員会の議題は、理事長が決定する。

(小委員会)

第8条 委員会は、必要に応じ小委員会を設けることができる。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画広報部企画課が担当する。

(雑則)

第10条 この規程の施行に関し、必要な事項は委員長が定める。

附 則（昭和36年10月31日達第373号）

この改正規程は、昭和36年10月31日から施行する。

附 則（昭和37年 2月23日達第384号）

この改正規程は、昭和37年 2月23日から施行する。

附 則（昭和41年 4月 1日達第493号）

この改正規程は、昭和41年 4月 1日から施行する。

附 則（昭和45年 4月 1日達第556号）

この改正規程は、昭和45年 4月 1日から施行する。

附 則（昭和51年 5月31日達第661号）

この改正規程は、昭和51年 5月31日から施行し、昭和50年 4月 1日から適用する。

附 則（昭和62年 5月27日達第801号）

この規程は、昭和62年 5月27日から施行し、昭和62年 4月 1日から適用する。